

「障がい者等郵送貸出サービス」について

1.趣旨

心身に重度の障害があること等により、図書館に来館することが困難な者に対し、図書及び雑誌の郵送による貸出を行う。

2.対象者

八戸市民で下記に該当する者

- (1) 身体障害の程度が重い者：〈身体障害者手帳の交付を受けている者で、障がいの種類及びその程度が下記に該当する者〉

	肢体不自由	内部障害
種 類	両下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能の障害	心臓、じん臓、呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害
等 級	1級・2級	1級～3級

- (2) 知的障害の程度が重い者：〈愛護手帳の交付を受けている者で、障害の程度が「A」の者〉
- (3) 高齢等による在宅要介護者で来館が困難な者：〈介護保険制度における「要介護1～5」の者〉
- (4) その他：〈身体障害者手帳等の交付を受けていないが、上記各号と同等程度の者で来館が困難と認められる者〉

3.サービス開始日 平成31年4月15日（月）

4.利用について

- (1) 利用できる資料：図書及び雑誌 ※視聴覚資料（CD・DVD）は除く。
- (2) 貸出冊数：一人につき5冊以内
- (3) 貸出期間：郵送に要する期間を含めて22日間
- (4) 利用申込み：郵送貸出サービス登録申込書に障害者手帳、愛護手帳または介護保険被保険者証の写しを添えて八戸市立図書館へ申請（郵送または窓口で受付）。

5.郵送料について

郵送料（往復）は図書館が負担する。※利用者負担なし。

6.返却方法

利用者が郵便局へ集荷を依頼、または郵便ポストへ投函する。